

町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2 0 2 3 年) 2 月 2 1 日

提出者 町田市長職務代理者
町田市副市長 榎 本 悦 次

町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

町田市子ども発達センター条例（平成15年12月町田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障がい児又はその疑いのある者（以下これらを「障がい児」という。）の健康及び心身の発達のために必要な相談、指導、訓練等を行うことにより、障がい児の福祉の向上を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第43条</u>に規定する<u>児童発達支援センター</u>として、町田市子ども発達センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援に関すること。</p> <p>(4) ～ (7) 略</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第6条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業 <u>法第6条の2の2第8項</u>に規定する通所給付決定保護者又は法第21条の6に規定する措置を受けた者</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>(使用料等)</p> <p>第8条 第3条第1号から第4号までに掲げる事業の利用者は、次の各号に掲げる事業の区</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障がい児又はその疑いのある者（以下これらを「障がい児」という。）の健康及び心身の発達のために必要な相談、指導、訓練等を行うことにより、障がい児の福祉の向上を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第43条第1号</u>に規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u>として、町田市子ども発達センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援に関すること。</p> <p>(4) ～ (7) 略</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第6条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業 <u>法第6条の2の2第9項</u>に規定する通所給付決定保護者又は法第21条の6に規定する措置を受けた者</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>(使用料等)</p> <p>第8条 第3条第1号から第4号までに掲げる事業の利用者は、次の各号に掲げる事業の区</p>

<p>分に応じ、当該各号に定める額を使用料として市長に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業 法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 第3条第3号に掲げる事業 法第24条の26第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(3) 第3条第4号に掲げる事業 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>2・3 略</p>	<p>分に応じ、当該各号に定める額を使用料として市長に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業 法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 第3条第3号に掲げる事業 法第24条の26第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(3) 第3条第4号に掲げる事業 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>2・3 略</p>
---	---

附 則

この条例中第8条第1項第1号から第3号までの改正規定は令和5年4月1日から、第1条、第3条第2号及び第3号並びに第6条第1号の改正規定は令和6年4月1日から施行する。